

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 子会社等（第十七条の二―第十七条の七の三）</p> <p>第四章 経理（第十七条の七の四―第二十一条）</p> <p>第五章～第七章の二（略）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第三十四条の十四の二―第三十四条の二十三の二）</p> <p>第三款・第四款（略）</p> <p>第八章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十一项（法第三条の二第二項、第十六条の三第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 子会社等（第十七条の二―第十七条の七の二）</p> <p>第四章 経理（第十七条の七の三―第二十一条）</p> <p>第五章～第七章の二（略）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第三十四条の十四の二―第三十四条の二十三）</p> <p>第三款・第四款（略）</p> <p>第八章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十一项（法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第</p>

五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第四項、第三十四條の十第六項、第三十四條の十六第十三項、第三十四條の十九第六項、第三十四條の二十一第三項、第三十四條の二十三の二第四項、第三十四條の二十九第三項、第三十四條の三十第三項、第三十四條の三十一第三項及び第三十五條第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四條の二十六を除く。）、第八章の三及び第九章において同じ。）とする。

一 (略)

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第十七条の七の三第一項及び第三十四條の二十三の二第一項に

五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の二第十一項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四條の十第六項、第三十四條の十六第九項、第三十四條の十九第五項、第三十四條の二十一第三項、第三十四條の二十九第三項、第三十四條の三十第三項、第三十四條の三十一第三項及び第三十五條第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四條の二十六を除く。）、第八章の三及び第九章において同じ。）とする。

一 (略)

(新設)

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限

において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 前二号に準ずる株式等で、金融庁長官の承認を受けたもの

2 (略)

3 銀行は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 (略)

(営業の免許の申請等)

第一条の八 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする

責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）

四 前二号に準ずる株式等で、金融庁長官の承認を受けた株式等

2 (略)

3 銀行は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 (略)

(営業の免許の申請等)

第一条の八 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする

る株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該株式会社に関する次に掲げる書面

イ ホ (略)

ヘ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

ト 会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

チ ル (略)

三・四 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は従業員の確保の状況、銀行の経営管理に係る体制等に照らし、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社

る株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該株式会社に関する次に掲げる書面

イ ホ (略)

ヘ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

(新設)

ト ル (略)

三・四 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は従業員の確保の状況、銀行の経営管理に係る体制等に照らし、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を

会的な信用を有する者であること。

五 銀行の業務の内容及び方法が預金者等の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）
、株式会社商工組合中央金庫又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理又は媒介

二（七）（略）

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第十三条の二 法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行の子会社である外国銀行の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。

有する者であること。

(新設)

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）
、株式会社商工組合中央金庫又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理又は媒介

二（七）（略）

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第十三条の二 法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の業務（同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。）の代理又は媒介を当該各号に規定する銀行が行う場合における当該代理又は媒介とする。

）の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する銀行が行う場合における当該代理又は媒介

イ 銀行を子会社とする外国銀行

ロ 銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行及びイに掲げる者を除く。）

ハ 銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二 銀行の子会社である外国銀行及び前号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に係る法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（法第四十条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。以下同じ。）の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該外国銀行

一 銀行の子会社である外国銀行

二 銀行を子会社とする外国銀行

三 銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である外国銀行（前二号に掲げる者を除く。）

四 銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（前三号に掲げる者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に係る法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の業務（同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。）の代理又は媒介を当該各号に規定する外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介とする。

一 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（法第四十条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。以下同じ。）

行支店が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介

- イ 外国銀行支店に係る外国銀行の子会社等である外国銀行
- ロ 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする外国銀行
- ハ 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び前号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る。）

3

(略)

(法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。）の額（第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～三 (略)

四 前条第四項第一号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保

- 二 外国銀行支店に係る外国銀行の子会社等である外国銀行
- 三 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする親会社等である外国銀行
- 四 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行及び前二号に掲げる者を除く。）

3

(略)

(法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。）の額（第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～三 (略)

四 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の

証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付
されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。）

五 前条第四項第一号から第四号までに掲げるものに係る次に掲げ
る額の合計額

イ・ロ（略）

六（略）

2・3（略）

（当該銀行と特殊の関係のある者）

第十四条の四 法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令
で定める特殊の関係のある者は、当該銀行の子法人等（令第四条の
二第二項に規定する子法人等をいう。以下この章、第十七条の七の
三第一項及び第三項、第二十一条、第三十四条の三十二並びに第三
十五条第一項において同じ。）及び関連法人等（令第四条の二第三
項に規定する関連法人等をいう。以下この章及び第十七条の七の三
第三項において同じ。）とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の十一の八（略）

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなけ
ればならない。

一・二（略）

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げ

保証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の
付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。）

五 前条第四項第一号から第四号までに規定するものに係る次に掲
げる額の合計額

イ・ロ（略）

六（略）

2・3（略）

（当該銀行と特殊の関係のある者）

第十四条の四 法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令
で定める特殊の関係のある者は、当該銀行の子法人等（令第四条の
二第二項に規定する子法人等をいう。以下この章、第二十一条、第
三十四条の三十二及び第三十五条第一項において同じ。）及び関連
法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下こ
の章において同じ。）とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の十一の八（略）

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなけ
ればならない。

一・二（略）

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げ

られた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

四（略）

3（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）
第十四条の十一の九の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 復帰申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条

られた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

四（略）

3（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）
第十四条の十一の九の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 復帰申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条

各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約
に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条た
だし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ（略）

四・五（略）

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の
記載事項）

第十四条の十一の十一 法第十三条の四において準用する金融商品取
引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事
項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条
各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同
項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第十四条の十一の十
二の二において同じ。）に関して申出者（法第十三条の四において
準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者を
いう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法
第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書
に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2（略）

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の
記載事項）

第十四条の十一の十六 法第十三条の四において準用する金融商品取

各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号
に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。
）には適用されない旨

ロ（略）

四・五（略）

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の
記載事項）

第十四条の十一の十一 法第十三条の四において準用する金融商品取
引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事
項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条
各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約を
いう。次項及び第十四条の十一の十二の二において同じ。）に関し
て申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十
四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が
当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する
金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には
適用されない旨とする。

2（略）

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の
記載事項）

第十四条の十一の十六 法第十三条の四において準用する金融商品取

引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第十四条の十一の十六の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法)

第十四条の十一の十八 銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第十四条の十一の二十三 契約締結前交付書面には、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を工業標準化法（昭和二十四

引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第十四条の十一の十六の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法)

第十四条の十一の十八 銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第十四条の十一の二十三 契約締結前交付書面には、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく

年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 銀行は、契約締結前交付書面には、第十四条の十一の二十七第一項第一号に掲げる事項及び法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十四条の十一の二十七第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十四条の十

日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 銀行は、契約締結前交付書面には、第十四条の十一の二十七第一項第一号に掲げる事項及び法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに並びに第十四条の十一の二十七第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に

一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二（略）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ（略）

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第十四条の十一の三十の二第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2と4（略）

（休日の承認の申請等）

第十五条（略）

2・3（略）

4 銀行が前項に規定する申請書に基づく法第四十七条の三に規定する認可を受けたときは、前項に規定する営業所が指定休日以外の日を休日とすることについて、令第五条第二項第二号の承認を受けたものとみなす。

規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二（略）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ（略）

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第十四条の十一の三十までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2と4（略）

（休日の承認の申請等）

第十五条（略）

2・3（略）

4 銀行が前項に規定する申請書に基づく法第四十七条の二に規定する認可を受けたときは、前項に規定する営業所が指定休日以外の日を休日とすることについて、令第五条第二項第二号の承認を受けたものとみなす。

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 (略)

2・3 (略)

4 法第十六条の二第一項第十一号及び第十項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

5 前項第四号に規定する「銀行等」、「銀行等集団」及び「長期信用銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 銀行等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会又はその子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

ハ ホ (略)

二・三 (略)

6 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者を

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 (略)

2・3 (略)

4 法第十六条の二第一項第十一号及び第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

5 前項第四号に規定する「銀行等」、「銀行等集団」及び「長期信用銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 銀行等 次に掲げる者

イ (略)

ロ 信用金庫、信用組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会又はその子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

ハ ホ (略)

二・三 (略)

6 法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立

いう。以下この項及び第十二項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行つてゐる事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。)の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

(削る)

の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

(新設)

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に

四 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

規定する承認を受けている会社

四 (略)

五| 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

六| 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

七| 会社更生法(平成十四年法律第五百五十四号)第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八| 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

九| 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

十| 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

十一| 合理的な経営改善のための計画(法第五十二条の六十一)第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社(外国保険会社等を含む。)、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社

7 | 法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社
- 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

- イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置
- ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置
- ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

（新設）

-
- 三| 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四| 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
- 五| 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社
- 六| 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社
- 七| 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社
- 八| 合理的な経営改善のための計画（法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
-

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

8 法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること。

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

（新設）

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに該当すること。

9 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十二号」と読み替えるものとする。

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第十七条の七の三第二項において同じ。）がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項

7 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行又はその子会社により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

（新設）

8 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十七条の六第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当す

において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この章及び第三十五条第一項第十三号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日を行い、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第十七条の六第一項第九号及び第十七条の七の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第三項及び第三十五条第一項第十三号において同じ。）の議決権についてはその総

の会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12] 第七項及び第十項の規定にかかわらず、銀行又はその特定子会社

(新設)

以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 五年
- 二 中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権 三年

13| (略)

14| 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一〜三 (略)

四 法第十六条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五〜七 (略)

15| 法第二十条第十一項の規定は、第八項、第九項(第十項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜二十四 (略)

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

9| (略)

10| 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一〜三 (略)

四 法第十六条の二第一項第二号の二、第十一号又は第十二号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五〜七 (略)

11| 法第二十条第十一項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜二十四 (略)

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三十七 (略)

十八 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第三十二号において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二、三十七 (略)

三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九 (略)

二十六 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三十七 (略)

十八 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二、三十七 (略)

三十八 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九 (略)

3～9 (略)

(法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)
第十七条の四 法第十六条の二第三項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(削る)

一～六 (略)

七 銀行の子会社である法第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社による株式等の取得

2 | 法第十六条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

3 | 法第十六条の二第八項に規定する内閣府令で定める事由は、銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第十七条の四の二 法第十六条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一～三 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等(法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。)を

3～9 (略)

(法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)
第十七条の四 法第十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得

二～七 (略)

(新設)

(新設)

2 | 法第十六条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一～三 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等(法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。)を

子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

3 銀行は、法第十六条の二第五項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他法第十六条の二第五項の規定による承認に係る審査をすすめるために参考となるべき事項を記載した書面

子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

(新設)

4| 第二項及び第二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可について準用する。

5| 第一項の規定は、法第十六条の二第九項の規定による認可について準用する。

6| 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について準用する。

（法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 （略）

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第十七条の二第十一項の規定による処分を行うとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項の規定による処分を行うときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

（削る）

十一 （略）

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3| 前二項の規定は、法第十六条の二第五項ただし書の規定による認可について準用する。

4| 第一項の規定は、法第十六条の二第六項の規定による認可について準用する。

5| 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 （略）

九 第十七条の二第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行うときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十一 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

十一 （略）

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇四 (略)

3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第七項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2・3 (略)

(特例対象会社)

第十七条の七の三 法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該銀行又

一〇四 (略)

3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第四項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2・3 (略)

(新設)

はその子会社が出資しているもの

2 | 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 | 法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。第三十四条の二十三の二第三項において同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 | 法第十二条第十一項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(法第十八条の規定による準備金の計上)

第十七条の七の四 (略)

(減少する剰余金の額)

第十七条の七の五 (略)

(貸借対照表等の公告等)

第十九条 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ(一) (略)

ホ 会計監査人の氏名又は名称

ヘ(一) (略)

二(四) (略)

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状

(法第十八条の規定による準備金の計上)

第十七条の七の三 (略)

(減少する剰余金の額)

第十七条の七の四 (略)

(貸借対照表等の公告)

第十九条 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ(一) (略)

(新設)

ホ(ト) (略)

二(四) (略)

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状

況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものという。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) (4) (略)

ハ・ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) (2) (略)

(3) 第十三条の三第一項第五号イからホまでに掲げる取引

へくチ (略)

リ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ

況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものという。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) (4) (略)

ハ・ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) (2) (略)

(3) 第十三条の三第一項第五号に掲げる取引

へくチ (略)

リ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

。又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

又 (略)

六〇七 (略)

二〇五 (略)

(合併の認可の申請)

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が会計参与設置会社である場合には、当該銀行の会計参与の履歴書

九の三 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の会計

監査人の履歴書

一〇四 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十二條の二 銀行は、法第三十條第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

又 (略)

六〇七 (略)

二〇五 (略)

(合併の認可の申請)

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が会計参与設置会社である場合には、当該銀行の会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

(新設)

一〇四 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十二條の二 銀行は、法第三十條第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 当該会社分割を行なった後における銀行が会計参与設置会社である場合には、当該銀行の会計参与の履歴書

九の三 当該会社分割を行なった後における銀行の会計監査人の履歴書

十〇十五 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イロ (略)

ハ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社が会計参与設置会社である場合には、当該会社の会計参与の履歴書

二 (略)

(外国銀行の営業の免許の申請)

九の二 当該会社分割を行なった後における銀行が会計参与設置会社である場合には、当該銀行の会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

(新設)

十〇十五 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イロ (略)

ハ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社が会計参与設置会社である場合には、当該会社の会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

二 (略)

(外国銀行の営業の免許の申請)

第二十八条 外国銀行は、法第四十七条第一項の規定に基づきその主たる外国銀行支店（同項に規定する主たる外国銀行支店をいう。第三十七条第三項において同じ。）を定めて法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一〇七 （略）

七の二 当該外国銀行支店が法第四十七条の二に規定する資本金に対応する資産を国内において保有していることを証する書面

八〇十一 （略）

2| 内閣総理大臣は、前項の免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一| 当該申請に係る外国銀行支店の法第四十七条の二に規定する資本金に対応する資産の額が令第十三条第二項に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする外国銀行支店の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二| 事業開始後三事業年度を経過する日までの間に当該申請に係る外国銀行支店の一の事業年度における当期利益が見込まれること

三| 当該申請に係る外国銀行支店の業務に関する十分な知識及び経験を有する日本における代表者又は従業員の確保の状況、外国銀行支店の経営管理に係る体制等に照らし、当該申請をした外国銀行

第二十八条 外国銀行は、法第四十七条第一項の規定に基づきその主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。第三十七条第三項において同じ。）を定めて法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一〇七 （略）

（新設）

八〇十一 （略）

（新設）

行が外国銀行支店の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。

四 当該申請に係る外国銀行支店の業務の内容及び方法が預金者等の保護その他信用秩序の維持の観点から適当であること。

(外国銀行の営業の免許の予備審査)

第二十九条 法第四十七条第一項の規定に基づき法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする外国銀行は、前条第一項に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(預金者等に対する情報の提供)

第三十条の二 外国銀行支店は、預金等の受入れ(法第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。)に関し、預金者等の保護に資するため、預金者等に対し、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一 取り扱う預金等は、預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象ではないこと。

二 外国銀行支店に係る外国銀行が破綻した場合において、預金等の払出しがある場合であつても、当該払出しが迅速に行われな

三 其他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

(外国銀行の営業の免許の予備審査)

第二十九条 法第四十七条第一項の規定に基づき法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする外国銀行は、前条に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(新設)

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第三十条の三 (略)

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三十条の四 (略)

(国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金)

第三十一条 令第十三条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(外国銀行支店に係る令第十二条の二に規定する特殊の関係のある者(同条第一号から第五号までに掲げる者に限る。)に対するものを除く。)とする。

- 一 貸借対照表のコールドローン勘定に計上されるもの
- 二 国内において確実な担保を徴しているもの(前号に掲げるものを除く。)

(従たる外国銀行支店の設置等)

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第三十条の二 (略)

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三十条の三 (略)

(外国銀行支店の資産の国内保有)

第三十一条 令第十三条第二項の規定により外国銀行支店が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

- 一 現金及び国内の銀行その他の金融庁長官が別に定める金融機関に対する預貯金
- 二 国債
- 三 地方債
- 四 特別の法律により法人の発行する債券
- 五 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- 六 元本の補てんの契約をしている金銭信託の受益権
- 七 国内の金融商品取引所に上場されている株券を発行する国内の会社の担保付社債
- 八 国内にある者に対する資金の貸付けで国内において確実な担保を受け入れているもの
- 九 その他金融庁長官が適当と認める資産

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 法第四十七条の三に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

2 外国銀行支店は、法第四十七条の三の規定による従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。以下この条において同じ。）の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・三 (略)

3・4 (略)

(外国銀行代理業務に係る認可の申請等)

第三十四条の二 銀行（外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行（法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとする銀行を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第一項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第五号及び第七号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・五 (略)

第三十二条 法第四十七条の二に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

2 外国銀行支店は、法第四十七条の二の規定による従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。以下この条において同じ。）の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・三 (略)

3・4 (略)

(外国銀行代理業務に係る認可の申請等)

第三十四条の二 銀行（外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行（法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとする銀行を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・五 (略)

六 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）の他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七〇十（略）

2 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合には、第二号及び第三号に掲げる書面を除き、申請者が外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第二号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五（略）

3 金融庁長官は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行並びに外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうか

六 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七〇十（略）

2 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合には、第二号及び第三号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇五（略）

3 金融庁長官は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

を審査するものとする。

一〇三 (略)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第三十四条の二の二 法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

- 一 銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行
- イ 法第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による子会社対象銀行等(同条第七項に規定する子会社対象銀行等をいう。)を子会社とすることの認可
- ロ 法第十六条の二第八項ただし書に規定する認可

ハ・ニ (略)

二 銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行(前号に掲げる外国銀行を除く。)

- イ 法第五十二条の二三第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による子会社対象銀行等(同条第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。)を子会社とすることの認可
- ロ 法第五十二条の二三第七項ただし書に規定する認可

ハ (略)

2 銀行は、法第五十二条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第三十四条の二の二 法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

- 一 銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行
- イ 法第十六条の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による子会社対象銀行等(同条第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。)を子会社とすることの認可
- ロ 法第十六条の二第五項ただし書に規定する認可

ハ・ニ (略)

二 銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行(前号に掲げる外国銀行を除く。)

- イ 法第五十二条の二三第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による子会社対象銀行等(同条第三項に規定する子会社対象銀行等をいう。)を子会社とすることの認可
- ロ 法第五十二条の二三第四項ただし書に規定する認可

ハ (略)

2 銀行は、法第五十二条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六〇八 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の九の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 復帰申出者(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ (略)

四・五 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

一〇四 (略)

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六〇八 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の九の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 復帰申出者(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ (略)

四・五 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の十一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の二の十二の二において同じ。）に関して申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 (略)

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第三十四条の二の十六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の二の十六の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条

第三十四条の二の十一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の二の十二の二において同じ。）に関して申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 (略)

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第三十四条の二の十六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の二の十六の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く

ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第三十四条の二の十八 外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、法第十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該

。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第三十四条の二の十八 外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、法第十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該

書面に相当する書面)

イ〜ハ (略)

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ホ〜ヲ (略)

三〜六 (略)

2 (略)

3 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

イ・ロ (略)

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ニ〜ル (略)

三〜六 (略)

書面に相当する書面)

イ〜ハ (略)

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

ホ〜ヲ (略)

三〜六 (略)

2 (略)

3 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

イ・ロ (略)

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

ニ〜ル (略)

三〜六 (略)

4 (略)

5 法第五十二条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇七 (略)

(削る)

6 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イ〜ハ (略)

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ホ 会計監査人の履歴書

ヘ〜フ (略)

三 当該会社の子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定

4 (略)

5 法第五十二条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇七 (略)

ハ 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が主要株主基準値以内となる場合における株式等の取得

6 (略)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イ〜ハ (略)

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

(新設)

ホ〜ル (略)

三 当該会社の子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定

する子会社等又は法第五十二条の二十五に規定する子会社等のい
ずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関
する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 前号リ及びヌに掲げる書面

四〇六 (略)

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五
十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認
可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総
理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立
会社」という。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ニ 会計監査人の履歴書

ホ〇ル (略)

三〇六 (略)

三〇六 (略)

(特定持株会社に係る認可の申請)

する子会社等又は法第五十二条の二十五に規定する子会社等のい
ずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関
する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 前号チ及びリに掲げる書面

四〇六 (略)

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五
十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認
可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総
理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立
会社」という。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与
が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及び
その職務を行うべき社員の履歴書）

（新設）

ニ〇リ (略)

三〇六 (略)

三〇六 (略)

(特定持株会社に係る認可の申請)

第三十四条の十三 特定持株会社は、法第五十二条の十七第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三十四条の十第一項第二号ハからヘまで及びチからヲまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面

2 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第九項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第六項に規定する会社とする。

5 法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第七項に規定する会社とする。

6 法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

第三十四条の十三 特定持株会社は、法第五十二条の十七第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三十四条の十第一項第二号ハからホまで及びトからルまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面

2 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 法第五十二条の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第六項に規定する株式会社とする。

(新設)

(新設)

- 一 銀行持株会社又はその子会社が第十七条の二第七項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること。
 - イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。
 - ロ 民事再生法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
 - ハ 会社更生法第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
 - ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに該当すること。
- 7 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行持株会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに

- 5 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合において、第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条

取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十一号」と読み替えるものとする。

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社をいう。以下この項及び次項並びに第三十四条の二十三の二第二項において同じ。）がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この節及び第三十五条第三項第九号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第十七条の二第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当

の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

（新設）

6 前二項の規定にかかわらず、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第三十四条の二十第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第十七条の二第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の

該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第三十四條の二十第一項第九号及び第三十四條の二十三の二第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から該新規事業分野開拓会社にあつては該銀行持株会社に係る法第五十二條の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社、事業再生会社にあつては該銀行持株会社に係る同項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四條の二十第一項第九号、第三十四條の二十三の二第三項及び第三十五條第三項第九号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10) 第五項及び第八項の規定にかかわらず、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から第十七條の二第十二項各号に掲げる議決

議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

（新設）

権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

11| (略)

12| 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二、第十号又は第十号から第十一号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯す

7| (略)

8| 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二、第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七

る業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの
五〇七（略）

13| 法第二十条第十一項の規定は、第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

（法第五十二条の二十三第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条の十七 法第五十二条の二十三第二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（削る）

一〇六（略）

七| 銀行持株会社の子会社である法第五十二条の二十三第一項第十

一号又は第十一号の二に掲げる会社による株式等の取得

2| 法第五十二条の二十三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

3| 法第五十二条の二十三第七項に規定する内閣府令で定める事由は、銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの
五〇七（略）

9| 法第二十条第十一項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

（法第五十二条の二十三第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条の十七 法第五十二条の二十三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一| 銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得

二〇七（略）

（新設）

（新設）

2| 法第五十二条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一～三 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

3 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第四項の規定による子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。)以外の外国の会社を引き続き子会社とするこ
とについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一～三 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第三項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

(新設)

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他法第五十二条の二十三第四項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

4| 第二項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可について準用する。

5| 第一項の規定は、法第五十二条の二十三第八項の規定による認可について準用する。

6| 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について準用する。

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十 法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 （略）

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第三十四条の十六第

3| 前二項の規定は、法第五十二条の二十三第四項ただし書の規定による認可について準用する。

4| 第一項の規定は、法第五十二条の二十三第五項の規定による認可について準用する。

5| 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十 法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 （略）

九 第三十四条の十六第六項の規定による新規事業分野開拓会社等

九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

(削る)

十
(略)

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第三十四条の二十二 法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の二十三第六項の認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社等)

第三十四条の二十三 法第五十二条の二十五に規定する内閣府令で定

の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

十一
(略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第三十四条の二十二 法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社等)

第三十四条の二十三 法第五十二条の二十五に規定する内閣府令で定

める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

- 一 当該銀行持株会社の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。次条第一項及び第三十五条第三項において同じ。）。

二 (略)

(特例対象会社)

第三十四条の二十三の二 法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
- 二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日

める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

- 一 当該銀行持株会社の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。第三十五条第三項において同じ。）

二 (略)

(新設)

をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(その総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等であつて、当該会社の議決権を、当該銀行持株会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第二条第十一項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 会計監査人の氏名又は名称

二〜六 (略)

2〜4 (略)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜九 (略)

九の二 合併後存続する銀行持株会社又は合併により設立される銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該銀行持株会社の会計参与の履歴書

九の三 合併後存続する銀行持株会社又は合併により設立される銀行持株会社の会計監査人の履歴書

十〜十五 (略)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニ及びホ、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

(新設)

二〜六 (略)

2〜4 (略)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜九 (略)

九の二 合併後存続する銀行持株会社又は合併により設立される銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該銀行持株会社の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

(新設)

十〜十五 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 当該会社分割を行った後における銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該銀行持株会社の会計参与の履歴書

九の三 当該会社分割を行った後における銀行持株会社の会計監査人の履歴書

十〇六 (略)

2・3 (略)

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一〇三 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 当該会社分割を行った後における銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該銀行持株会社の会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

(新設)

十〇六 (略)

2・3 (略)

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一〇三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)〜(10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 法第二十七条若しくは法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 長期信用銀行法第十七条において準用する法第二十七条若しくは法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)〜(10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 法第二十七条若しくは法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは日本における代表者又は法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 長期信用銀行法第十七条において準用する法第二十七条若しくは法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

- (3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (6)・(7) (略)
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人
- (9) (略)
- (10) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役

- (3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (6)・(7) (略)
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事
- (9) (略)
- (10) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役

役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ (略)

五〇七 (略)

(特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第三十四条の五十三の三 銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第三十四条の五十三の八 契約締結前交付書面には、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定するAポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の五十三

役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ (略)

五〇七 (略)

(特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第三十四条の五十三の三 銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第三十四条の五十三の八 契約締結前交付書面には、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定するAポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の五十三

の十二第一項第一号に掲げる事項及び法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第三十四条の五十三の十七の二第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 (略)

（紛争解決委員の利害関係等）

第三十四条の七十四 (略)

の十二第一項第一号に掲げる事項及び法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第三十四条の五十三の十七の二までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 (略)

（紛争解決委員の利害関係等）

第三十四条の七十四 (略)

2 法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 銀行を代表する取締役、銀行の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行の常務に従事する取締役を除く。））。以下この号及び次号において「役員等」という。

2 法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 銀行を代表する取締役又は銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役又は執行役）の就任又は退任があつた場合

を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二 役員等の選任又は退任（以下この条において「選退任」という。）があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の六 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四〇六 （略）

六の二 外国において法第十条第二項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは

三の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の就任又は退任があつた場合

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

四〇六 （略）

（新設）

廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

六の三・六の四 (略)

六の五・六の六 (略)

七 (略)

八 銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第五十三条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

八の二 法第十六条の二第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

九〇十一 (略)

十二 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合
十四〇十七 (略)

六の二・六の二の二 (略)

六の三・六の四 (略)

七 (略)

八 第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第五十三条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

(新設)

九〇十一 (略)

十二 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十四〇十七 (略)

十七の二 外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し

、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

十八～二十九 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に從事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、銀行持株会社の常務に從事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行持株会社の常務に從事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

(新設)

十八～二十九 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 銀行持株会社を代表する取締役又は銀行持株会社の常務に從事する取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役又は執行役）（外国所在銀行持株会社にあつては当該外国所在銀行持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在銀行持株会社の常務に從事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）の就任又は退任

三の二 役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の三 外国所在銀行持株会社を代表する取締役若しくは執行役員若しくはこれらに類する職にある者若しくは当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役員若しくはこれらに類する職にある者（以下この号及び次号において「外国所在銀行持株会社の役員等」という。）を選任しようとする場合又は外国所在銀行持株会社の役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四 外国所在銀行持株会社の役員等の選退任があつた場合（外国所在銀行持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在銀行持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在銀行持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の六 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

があつた場合

三の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の就任又は退任があつた場合

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の八 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 (略)

五 銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第三十四条の十七第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第五十三条第三項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。）を子会社とした場合

五の二 法第五十二条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第八号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

六・七 (略)

八 銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

九 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超

(新設)

(新設)

四 (略)

五 第三十四条の十七第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第五十三条第三項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。）を子会社とした場合

(新設)

六・七 (略)

八 銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

九 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超

<p>えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合</p> <p>十〇二十二 (略)</p> <p>458 (略)</p> <p>9 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、法第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>10 (略)</p>	<p>えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合</p> <p>十〇二十二 (略)</p> <p>458 (略)</p> <p>9 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、法第十六条の二第一項第十二号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第十一号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>10 (略)</p>
---	---

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第2号

改 正 案			
別紙様式第2号 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)			
第2 年 月 日現在中間貸借対照表			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
本 支 店 勘 定		小 計	
		持 込 資 本 金	
		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	
		(略)	
合 計		合 計	
(記載上の注意) 1～3 (略)			
第3 (年 月 日から) 中間損益計算書 (年 月 日まで)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額		
(略)	(略)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	× × ×		
(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)		
本 店 へ の 送 金	× × ×		
(略)	(略)		
(記載上の注意) 1～4 (略)			

現 行			
別紙様式第2号 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)			
第2 年 月 日現在中間貸借対照表			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
本 支 店 勘 定		小 計	
		利 益 準 備 金	
		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	
		(略)	
合 計		合 計	
(記載上の注意) 1～3 (略)			
第3 (年 月 日から) 中間損益計算書 (年 月 日まで)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額		
(略)	(略)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	× × ×		
利 益 準 備 金 積 立 額	× × ×		
利 益 準 備 金 取 崩 額	× × ×		
本 店 へ の 送 金	× × ×		
(略)	(略)		
(記載上の注意) 1～4 (略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第2号の2

改 正 案			
別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)			
第2 年 月 日現在中間貸借対照表			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
本 支 店 勘 定		小 計	
		持 込 資 本 金	
		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	
		(略)	
合 計		合 計	
(記載上の注意)			
1～3 (略)			
第3 (年 月 日から) 中間損益計算書 (年 月 日まで)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額		
(略)	(略)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	× × ×		
(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)		
本 店 へ の 送 金	× × ×		
(略)	(略)		
(記載上の注意)			
1～4 (略)			

現 行			
別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)			
第2 年 月 日現在中間貸借対照表			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
本 支 店 勘 定		小 計	
		利 益 準 備 金	
		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	
		(略)	
合 計		合 計	
(記載上の注意)			
1～3 (略)			
第3 (年 月 日から) 中間損益計算書 (年 月 日まで)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額		
(略)	(略)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	× × ×		
利 益 準 備 金 積 立 額	× × ×		
利 益 準 備 金 取 崩 額	× × ×		
本 店 へ の 送 金	× × ×		
(略)	(略)		
(記載上の注意)			
1～4 (略)			

改 正 案			
別紙様式第4号 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)			
第2 年 月 日現在		貸借対照表	
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
の れ ん		小 計	
リ ー ス 資 産		持 込 資 本 金	
その他の無形固定資産		繰 越 利 益 剰 余 金	
(略)		(略)	
合 計		合 計	
(記載上の注意) 1～6 (略)			
第3		(年 月 日から) (年 月 日まで)	
損益計算書			
(単位：百万円)			
科 目	金 額		
(略)	(略)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	× × ×		
(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)		
本店への送金	× × ×		
(略)	(略)		
(記載上の注意) 1～8 (略)			

現 行			
別紙様式第4号 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)			
第2 年 月 日現在		貸借対照表	
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
の れ ん		小 計	
リ ー ス 資 産		利 益 準 備 金	
その他の無形固定資産		繰 越 利 益 剰 余 金	
(略)		(略)	
合 計		合 計	
(記載上の注意) 1～6 (略)			
第3		(年 月 日から) (年 月 日まで)	
損益計算書			
(単位：百万円)			
科 目	金 額		
(略)	(略)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	× × ×		
利益準備金積立額	× × ×		
利益準備金取崩額	× × ×		
本店への送金	× × ×		
(略)	(略)		
(記載上の注意) 1～8 (略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改 正 案			
別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)			
第2 年 月 日現在		貸借対照表	
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
支 払 承 諾 見 返		小 計	
貸 倒 引 当 金		持 込 資 本 金	
本 支 店 勘 定		繰 越 利 益 剰 余 金	
(略)		(略)	
合 計		合 計	
(記載上の注意)			
1～6 (略)			
第3		損益計算書	
(年 月 日から)		(年 月 日まで)	
(単位：百万円)			
科 目	金 額		
(略)	(略)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	× × ×		
(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)		
本店への送金	× × ×		
(略)	(略)		
(記載上の注意)			
1～8 (略)			

現 行			
別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係)		(日本工業規格A4)	
(略)			
第2 年 月 日現在		貸借対照表	
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
支 払 承 諾 見 返		小 計	
貸 倒 引 当 金		利 益 準 備 金	
本 支 店 勘 定		繰 越 利 益 剰 余 金	
(略)		(略)	
合 計		合 計	
(記載上の注意)			
1～6 (略)			
第3		損益計算書	
(年 月 日から)		(年 月 日まで)	
(単位：百万円)			
科 目	金 額		
(略)	(略)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	× × ×		
利益準備金積立額	× × ×		
利益準備金取崩額	× × ×		
本店への送金	× × ×		
(略)	(略)		
(記載上の注意)			
1～8 (略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号

改 正 案			
別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)			
第1 第 期 中 間 決 算 公 告			
(略)			
中間貸借対照表 (年 月 日現在)			
(単位：百万円)			
科 目 (略)	金 額	科 目 (略)	金 額
		小 計 持 込 資 本 金 中 間 繰 越 利 益 剰 余 金 (略)	
合 計		合 計	
(記載上の注意)			
1～3 (略)			
中間損益計算書 { 年 月 日から 年 月 日まで }			
(単位：百万円)			
科 目 (略) 繰越利益剰余金(当期首残高) (削る) (削る) 本 店 へ の 送 金 (略)	金 額		
(記載上の注意)			
1～4 (略)			
第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)			
(略)			
中間貸借対照表 (年 月 日現在)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額

現 行			
別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)			
第1 第 期 中 間 決 算 公 告			
(略)			
中間貸借対照表 (年 月 日現在)			
(単位：百万円)			
科 目 (略)	金 額	科 目 (略)	金 額
		小 計 利 益 準 備 金 中 間 繰 越 利 益 剰 余 金 (略)	
合 計		合 計	
(記載上の注意)			
1～3 (略)			
中間損益計算書 { 年 月 日から 年 月 日まで }			
(単位：百万円)			
科 目 (略) 繰越利益剰余金(当期首残高) 利 益 準 備 金 積 立 額 利 益 準 備 金 取 崩 額 本 店 へ の 送 金 (略)	金 額		
(記載上の注意)			
1～4 (略)			
第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)			
(略)			
中間貸借対照表 (年 月 日現在)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号

(略)		(略)		(略)		(略)																			
貸 本	倒 支	引 店	当 勘	金 定	持 中	込 間	資 繰	本 越	金 利	計 益	余 金	貸 本	倒 支	引 店	当 勘	金 定	利 中	益 間	準 繰	備 越	金 利	計 益	余 金		
合計					合計					合計					合計										
(記載上の注意) 1～2 (略)													(記載上の注意) 1～2 (略)												
(以下略)													(以下略)												

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の2

改 正 案				現 行			
別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)				別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)			
科 目 (略)	金 額	科 目 (略)	金 額	科 目 (略)	金 額	科 目 (略)	金 額
		小 計 持 込 資 本 金 中 間 繰 越 利 益 剰 余 金 (略)		小 計 利 益 準 備 金 中 間 繰 越 利 益 剰 余 金 (略)			
合 計		合 計		合 計		合 計	
(記載上の注意) 1~3 (略)				(記載上の注意) 1~3 (略)			
中間損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) (単位:百万円)				中間損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) (単位:百万円)			
科 目 (略) 繰越利益剰余金(当期首残高) (削る) (削る) 本 店 へ の 送 金 (略)	金 額			科 目 (略) 繰越利益剰余金(当期首残高) 利 益 準 備 金 積 立 額 利 益 準 備 金 取 崩 額 本 店 へ の 送 金 (略)	金 額		
(記載上の注意) 1~4 (略)				(記載上の注意) 1~4 (略)			
第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨) (略) 中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)				第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨) (略) 中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の2

(略) 本 支 店 勘 定		(略) 小 計 持 込 資 本 金 中 間 繰 越 利 益 剰 余 金 (略)		(略) 本 支 店 勘 定		(略) 小 計 利 益 準 備 金 中 間 繰 越 利 益 剰 余 金 (略)	
合 計		合 計		合 計		合 計	
(記載上の注意) 1～2 (略)				(記載上の注意) 1～2 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の3

改 正 案				現 行			
別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)				別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
の れ ん		小 計		の れ ん		小 計	
リ ー ス 資 産		持 込 資 本 金		リ ー ス 資 産		利 益 準 備 金	
その他の無形固定資産 (略)		繰 越 利 益 剰 余 金		その他の無形固定資産 (略)		繰 越 利 益 剰 余 金	
(略)		(略)		(略)		(略)	
合 計		合 計		合 計		合 計	
(記載上の注意) 1~6 (略)				(記載上の注意) 1~6 (略)			
損益計算書 (年 月 日から) (年 月 日まで)				損益計算書 (年 月 日から) (年 月 日まで)			
(単位:百万円)				(単位:百万円)			
科 目	金 額			科 目	金 額		
(略)				(略)			
繰越利益剰余金(当期首残高)				繰越利益剰余金(当期首残高)			
(削る)				利 益 準 備 金 積 立 額			
(削る)				利 益 準 備 金 取 崩 額			
本 店 へ の 送 金				本 店 へ の 送 金			
(略)				(略)			
(記載上の注意) 1~8 (略)				(記載上の注意) 1~8 (略)			
第2 第 期 決 算 公 告(要旨)				第2 第 期 決 算 公 告(要旨)			
(略)				(略)			
貸借対照表 (年 月 日現在)				貸借対照表 (年 月 日現在)			
(単位:百万円)				(単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の3

(略)		(略)		(略)		(略)																	
貸 本	倒 支	引 店	当 勘	金 定	△	小 持 繰	計 込 越	資 利	本 益	金 余		貸 本	倒 支	引 店	当 勘	金 定	△	小 利 繰	計 益 越	準 利	備 益	金 余	
								(略)												(略)			
合		計				合		計				合		計				合		計			
(記載上の注意)												(記載上の注意)											
1～2 (略)												1～2 (略)											
(以下略)												(以下略)											

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の4

改 正 案				現 行			
別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)				別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
貸 倒 引 当 金		小 計		貸 倒 引 当 金	△	小 計	
本 支 店 勘 定 店		持 込 資 本 金		本 支 店 勘 定 店		利 益 準 備 金	
本		繰 越 利 益 剰 余 金		本		繰 越 利 益 剰 余 金	
(略)		(略)		(略)		(略)	
合 計		合 計		合 計		合 計	
(記載上の注意) 1～6 (略)				(記載上の注意) 1～6 (略)			
損益計算書 (年 月 日から) (年 月 日まで)				損益計算書 (年 月 日から) (年 月 日まで)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目	金 額			科 目	金 額		
(略)				(略)			
繰越利益剰余金(当期首残高)				繰越利益剰余金(当期首残高)			
(削る)				利 益 準 備 金 積 立 額			
(削る)				利 益 準 備 金 取 崩 額			
本 店 へ の 送 金				本 店 へ の 送 金			
(略)				(略)			
(記載上の注意) 1～8 (略)				(記載上の注意) 1～8 (略)			
第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)				第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)			
(略)				(略)			
貸借対照表 (年 月 日現在)				貸借対照表 (年 月 日現在)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の4

(略) 本 支 店 勘 定		(略) 小 計 持 込 資 本 金 繰 越 利 益 剰 余 金 (略)		(略) 本 支 店 勘 定		(略) 小 計 利 益 準 備 金 繰 越 利 益 剰 余 金 (略)	
合 計		合 計		合 計		合 計	
(記載上の注意) 1～2 (略)				(記載上の注意) 1～2 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間事業概況書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 子会社等の概況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第 52 条の 23 第 6 項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: right;">第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間事業概況書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 子会社等の概況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第 52 条の 23 第 3 項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: right;">第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1～5 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業概況書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 子会社等の概況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、<u>銀行法第 52 条の 23 第 6 項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業概況書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 子会社等の概況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、<u>銀行法第 52 条の 23 第 3 項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1～5 (略)</p>

(外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有に関する経過措置)

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第十四条の規定により読み替えて適用される同法第十四条の規定による改正後の銀行法第四十七条の二に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該額が二十億円を超えるときは、二十億円とする。

一 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで 十億円又は平成二十六年三月三十一日に終了する事業年度に係る第一条の規定による改正前の銀行法施行規則別紙様式第四号(同令第十四条第一項に規定する特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、別紙様式第四号の二)中の貸借対照表の利益準備金勘定に計上される額(次号において「利益準備金額」という。)のいずれか高い額

二 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで 十五億円又は利益準備金額のいずれか高い額